

平成28年10月28日



公益社団法人日本観光振興協会
企画本部総務・企画部門 担当 大島・安本
TEL: 03 - 6435 - 8331 FAX: 03 - 6435 - 6921

イベント民泊を実施する地方自治体を支援するため 「団体イベント民泊保険」を創設しました。

公益社団法人日本観光振興協会（本部：東京都港区 会長 山口 範雄）は、東京海上日動火災保険株式会社（本社：東京都千代田区 取締役社長 北沢利文）と連携し、この程、地方自治体向けにイベント民泊に参加する自宅提供者の経済的なリスクを補償する「イベント民泊保険」の団体制度を創設しました。

イベント民泊とは、イベント開催時に自治体等の要請により自宅を旅行者に提供する行為であり、イベント開催時に多数の旅行者の来訪が見込まれ、宿泊施設が不足する地域において、その不足を解消するのに有効な手段といえ、今年の4月に観光庁と厚生労働省との連名で「イベント民泊ガイドライン」が発表されています。

ガイドラインではイベント民泊の際、自宅提供者に対する損害保険への加入を勧奨することが明記され、保険の重要性が示されていますが、適切な保険商品が無い現状にあることから、ガイドラインを受けてイベント民泊保険を創設したものです。

また、観光による地方創生が進められ、各地で多種多様な観光イベントが行われる一方で、イベント時の事故発生などのリスクも拡大するおそれがあることから、あわせて、観光客受け入れにあたっての安心の確保に向け、年間を通して、観光イベントのさまざまなリスクを補償する、地方自治体・観光協会会員向けの団体イベント保険を創設しました。

なお、当協会では地方自治体に対するイベント民泊に係るワンストップサービスの提供を目指して、イベント民泊支援サービスを提供する株式会社百戦錬磨等の会員企業と連携し、地域におけるイベント民泊の実施を支援して参ります。

 **ホームページ 日本観光振興協会 団体保険制度のご案内**
http://www.nihon-kankou.or.jp/home/hoken/event_hoken.html

上記ページに団体保険制度の詳細資料や保険料の見積書作成ツール等を掲載しています。

ご案内

団体イベント民泊保険

イベント民泊については、観光庁と厚生労働省との連名で「イベント民泊ガイドライン[※]」が発表されています。ガイドラインではイベント民泊の際、自宅提供者に対する損害保険への加入を勧奨することが明記され、保険の重要性が示されています。

そこで、日本観光振興協会では、イベント時に民泊を実施する自治体様向けに、イベント民泊として自宅を提供する者のリスクを補償する団体イベント民泊保険を創設しました。

花火大会やコンサートなどのイベント開催時に宿泊施設の不足から民泊を実施している自治体の皆さま、この機会に是非、ご加入をご検討されてみてはいかがでしょうか。



公益社団法人

日本観光振興協会

JAPAN TRAVEL AND TOURISM ASSOCIATION

このチラシは団体イベント保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「日本観光振興協会 イベント保険団体制度」資料をご覧ください。

詳細は契約者である日本観光振興協会が所持する保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

特長

イベント時に民泊を実施する際の自宅提供者のリスクを補償する新たな保険です。

補償の概要

イベント民泊中の急激かつ偶然な外来の事故によって自宅提供者（被保険者）が被った身体傷害や、イベント民泊実施時の自宅提供に伴い他人の身体傷害や財物損壊等について自宅提供者が法律上の損害賠償責任等を負担した場合に被る損害について補償します。

（例えば、火事で宿泊客がケガをした際の損害賠償責任を補償します。）

保険期間

イベント民泊実施期間

保険料

自宅提供者数 × 382 円 ※ただし、1 契約あたり最低保険料 1,000 円

（花火大会で宿泊施設が満室となることを見込まれたため、自宅提供者 100 人によるイベント民泊を実施した場合。100 人 × 382 円 = 38,200 円）

詳細及びお見積りは

日本観光振興協会ホームページ

http://www.nihon-kankou.or.jp/home/hoken/event_hoken.html

団体制度に関するお問合せ

日本観光振興協会団体保険担当

電話 03-6435-8331 Email hoken@nihon-kankou.or.jp

補償に関するお問合せ

東京海上日動代理店 運輸福泉会

電話 03-3221-8434 Email hoken@fukusenkaikai.co.jp

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社公務第一部 公務第一課

電話 03-3515-4122

※イベント民泊ガイドライン <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000120214.pdf>

日本観光振興協会では、団体イベント保険も創設しました。裏面をご覧ください。

自治体、観光協会 会員の皆さまへ

都道府県観光協会（連盟）に所属している観光協会等の皆さまへ



公益社団法人
日本観光振興協会
JAPAN TRAVEL AND TOURISM ASSOCIATION

ご案内

団体 イベント保険

訪日外国人旅行者の急増や DMO を核とした地域づくりが推進され、自治体や地域の観光協会の果たす役割がますます高まるなか、一方で、イベント時の事故発生など、自治体・観光協会にふりかかるリスクも拡大するおそれがあります。

観光立国にむけた地域における積極的な観光施策の実施とともに、安全・安心の確保に向けた受け入れ体制の整備が必要となってきました。

そこで、日本観光振興協会では、観光客受け入れにあたっての安全・安心の確保にむけ、観光イベントのさまざまなリスクを補償する、自治体・観光協会会員の皆さまを対象とした団体イベント保険を創設しました。

観光による地域活性化、地域づくりを目指す自治体、観光協会の皆さま、この機会に是非、ご加入をご検討されてみてはいかがでしょうか。

また、都道府県観光協会（連盟）に加盟している地域の観光協会などの観光推進組織の皆さまもご加入いただけます。

特長

1 会員の皆さまが個別で手配している保険を団体保険とすることで、協会独自の保険料での加入を可能にします。

2 抜け漏れがちなリスク、観光イベントに関するさまざまなリスクを補償します。

3 あわせて、訪日外国人との通訳雇入費用（1万円限度）が補償できます。

補償の概要

<基本補償（イベントリスク）>

会員の皆さまが主催・共催するイベントに起因して発生した身体傷害や財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償します。

（例えば、夏祭りでアナウンス不足により将棋倒しが発生し、参加者がケガをした際の損害賠償責任や初期対応費用を補償します。）

<オプション（生産物リスク・花火大会リスク）>

基本補償では対象外となる「生産物リスク」「花火大会リスク」もオプション加入することができます。

保険期間

2016年11月1日午前0時

～2017年11月1日午後4時

※毎月1日午前0時を補償開始とする中途加入が可能です。

保険料

都道府県、市町村の管内人口によって適用保険料が変動します。（例えば、人口 2.5 万人未満 30,000 円、2.5 万人以上 5 万人未満 50,000 円）

※いずれも基本補償（イベントリスク）の場合の保険料

詳細及びお見積りは

日本観光振興協会ホームページ
http://www.nihon-kankou.or.jp/home/hoken/event_hoken.html

団体制度に関するお問合せ

日本観光振興協会団体保険担当
電話 03-6435-8331
Email hoken@nihon-kankou.or.jp

補償に関するお問合せ

東京海上日動代理店 運輸福泉会
電話 03-3221-8434
Email hoken@fukusenkaikai.co.jp

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
公務第一部 公務第一課
電話 03-3515-4122

このチラシは団体イベント保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「日本観光振興協会 イベント保険団体制度」資料をご覧ください。

詳細は契約者である日本観光振興協会が所持する保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

日本観光振興協会では、イベント民泊に対応した団体保険も創設しました。裏面をご覧ください。

2016年10月作成 16-T18331